

※詳しくは圖に問い合わせください。

**子ども医療費・ひとり親家庭等医療費・  
重度心身障害者医療費助成制度**

圖子育て支援課給付相談係 ☎ 63-1417  
福祉課福祉係 ☎ 63-1406

**受** 給者の皆さんが病院などで診療を受けたときや、調剤薬局で薬剤の処方を受けたときなどに支払った一部負担金（保険適用分）を決められた申請書で申請すると、全額または一部を口座に振り込む方式で助成しています。

子ども医療の受給者は熊本県内の外来受診をする際、保険証と子ども医療受給者証を提示すると、自己負担額を除く一部負担金の支払いは不要です。



種類	対象者	助成内容	資格取得日	手続きに必要なもの
子ども医療費	0～15歳 (中学生まで) ※受給資格者証は中学生には発行されません	自己負担額を除く一部負担金 ●小学3年生まで：自己負担なし ●小学4～6年生：自己負担あり、外来500円・入院2,000円 ●中学生：入院のみ対象、自己負担あり、2,000円	誕生日または転入日から	●健康保険証 ●預貯金通帳 ●印鑑（認印で可） ●1月2日以降に転入した人は、前住所地の所得課税証明書
ひとり親家庭等医療費	●ひとり親家庭などで、満20歳未満の児童を扶養している父か母 ●ひとり親家庭などの児童 ●父母がいない児童 ※満18歳になった最初の3月31日まで	1カ月に支払った一部負担金の合計の2/3 ※前年の所得により助成が停止になる場合あり	申請日の翌月の初日	●健康保険証 ●預貯金通帳 ●印鑑（認印で可） ●戸籍謄本 ●1月2日以降に転入した人は、前住所地の所得課税証明書
重度心身障害者医療費	●身体障害者手帳1・2級の人 ●療育手帳A1・A2判定の人 ●精神障害者保健福祉手帳(障害者手帳)1級の人	1医療機関か1施設ごとに1カ月に支払った一部負担金から ①入院2,040円 ②入院外*1,020円を差し引いた額 ※前年の所得により助成が停止になる場合あり	申請日の翌月の初日	●健康保険証 ●預貯金通帳 ●印鑑（認印で可） ●身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のどれか ●1月2日以降に転入した人は、前住所地の所得課税証明書

※入院外…通院、訪問看護、柔道整復師、はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師などの保険適用分の施術

◎この制度を利用するときは、前もって窓口で手続きし、「受給資格者証」の交付を受ける必要があります。

受給資格をお持ちでも「受給資格者証」の交付を受けておかなければ、制度の利用はできません。

◎ひとり親家庭等・重度心身障害者の医療費助成は、前年度の所得によって停止になることがあります。毎年8月に前年度の所得調査を行います。

◎調剤薬局での一部負担金を含みます。

◎健康保険の高額療養費や家族療養附加給付金など、他の制度などから医療費が給付されるときは、一部負担金から差し引いた額が助成対象となります。

◎ひとり親家庭等医療費助成は、1カ月に数カ所の医療機関などに支払った一部負担金を合算した額が助成対象となります。

◎助成申請できるのは、診療を受けた月の翌月から1年以内です。

**夏季限定 乗合タクシーを増便します**

圖政策企画課政策経営室 ☎ 63-1273

平井地区・府本地区を運行している乗合タクシーが、7月1日(日)～9月30日(日)の夏季限定であらおシティモール午後5時発の便を新たに1便増便します。便利な乗合タクシーを利用してみませんか。

各地区発	発車時刻	8:30※	9:30	10:30	11:30	13:30	14:30	
	予約締切	前日19:00	前日19:00	9:30	10:30	12:30	13:30	
シティモール発	発車時刻	11:00	12:00	13:00	14:00※	15:00	16:00	17:00
	予約締切	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00

※日曜・祝日は運休

**あらお「しあわせ」探しトークにぜひご参加ください**

圖秘書広報課広報広聴係 ☎ 63-1157

市長があなたのまちに伺います。市長と気軽に話してみませんか。

市のさまざまな政策について市長が説明します。政策についてのご意見をお聞かせください。また、さらに「しあわせ」を感じられる荒尾を目指して、皆さんの考える「しあわせ」観について市長と語り合ってみませんか。市内12地区で下記日程にて開催します。申し込みは不要で、誰でも参加できます。どの日程でも参加できますので、皆さんのご参加をお待ちしています。



開催日	地区	時間	場所
7月22日(日)	八幡地区	午前10時～11時30分	小岱工芸館
	万田中央地区	午後7時～8時30分	万田東公民館
7月24日(火)	荒尾地区	午後7時～8時30分	荒尾市役所1階会議室(11号)
7月25日(水)	有明地区	午後7時～8時30分	有明小学校体育館
7月26日(木)	清里地区	午後7時～8時30分	小野公民館(農村集落センター)
	平井地区	午前10時～11時30分	上井手上農事集落センター
7月28日(土)	緑ヶ丘地区	午後7時～8時30分	あらおシティモールシティホール
	中央地区	午前10時～11時30分	中央区団地集会所
7月29日(日)	桜山地区	午後3時～4時30分	桜山中央集会所
8月4日(土)	府本地区	午後3時～4時30分	府本小学校体育館
8月10日(金)	万田地区	午後7時～8時30分	メディア交流館
8月11日(土・祝)	井手川地区	午前10時～11時30分	万田炭鉱館

**公共施設の指定管理者を募集します**

圖公共施設マネジメント推進室 ☎ 57-7160

市民サービスの向上と施設の効率的・効果的な管理と運営を行うため、指定管理者を募集します。

●募集する施設

- ・文化センター
- ・メディア交流館
- ・みどり蒼生館
- ・小岱工芸館
- ・万田炭鉱館、旧万田坑施設、万田坑ステーション(3施設を一括で募集)

●応募資格 法人その他の団体

※個人では応募できません。

●募集要項の配布開始日 7月2日(月)

※市ホームページからダウンロードまたは各施設担当課で配布します。

●応募受付期間 8月20日(月)～24日(金)

●選定方法

提出された書類を審査し、事業計画などについてプレゼンテーションや個別ヒアリングを実施して選定します。●各公共施設の問い合わせ先

【文化センター】

政策企画課 ☎ 63-1274

【メディア交流館・みどり蒼生館・小岱工芸館】

くらしいきいき課 ☎ 57-7163

【万田炭鉱館・旧万田坑施設・万田坑ステーション】

産業振興課 ☎ 63-1421



小岱工芸館